

津奈木町お試し体験・交流事業実施条例

令和5年9月8日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、津奈木町（以下「町」という。）の日常生活や交流プログラムを一定期間体験するために居住するお試し住宅及びその使用について必要な事項を定めることにより、本町への移住定住及び交流の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 体験希望者 町への移住定住を検討している者、町交流プログラムを主宰又は使用する者をいう。

(2) お試し住宅 本事業を推進するために町が整備した住宅をいう。

(お試し住宅の名称及び位置)

第3条 お試し住宅の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
お試し住宅1-1号棟	津奈木町大字小津奈木2114番地41
お試し住宅1-2号棟	
お試し住宅2-1号棟	
お試し住宅2-2号棟	
お試し住宅3号棟	津奈木町大字小津奈木2114番地9

(管理)

第4条 町長は、お試し住宅を常に良好な状態において管理しなければならない。

(使用者)

第5条 お試し住宅を使用することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 原則として町外に住所を有し、この条例の目的に適合する事由による体験希望者であること。

(2) 体験希望者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届けを出していないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者、その他婚姻の予約者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は構成員でないこと。

(使用期間)

第6条 お試し住宅の使用期間は原則として3日以上30日以内とする。ただし、やむを得ない事情等により町長が特に認める場合はこの限りではない。

(使用申請)

第7条 お試し住宅の体験希望者は、原則として使用開始の14日前までに津奈木町お試し住宅使用申請書(様式第1号。以下、「申請書」という。)に、申請者及び全ての同居人の身分を証明するもの又は住民票の写しを添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の使用申請は、原則として、同一年度内において3回を限度とする。ただし、町事業に関連して実施される交流プログラム等への参加を目的として、お試し住宅を使用する場合はこの限りではない。

(使用許可)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その結果について、お試し住宅使用許可・不許可決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第9条 第6条の許可を受けた者(以下「使用者」という)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、町交流プログラムの主宰者や協力者の使用など、町長が特に必要と認める場合は無料とすることができる。

(使用者の遵守義務)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) お試し住宅を善良な状態に保つよう注意を持って使用すること。
- (2) 周辺住民と友好的に日常生活を送ること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項。

(制限される行為)

第11条 使用者は、お試し住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法律により禁止されている行為。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認める行為。
- (3) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長がふさわしくないと認める行為。

(許可の取り消し)

第12条 町長は、使用者に前2条の規定に違反する行為があったと認めるときは、第8条の許可を取り消すことができる。

(検査)

第13条 使用者は、お試し住宅を退去しようとするときは、町による検査を受けなければならない。

- 2 使用者は、お試し住宅の使用期間の途中で退去しようとするときは、事前に町長に届け出なければならない。
- 3 町長は、前2項の規定による場合のほか、お試し住宅の管理上必要があると認めるときは、随時お試し住宅の検査をし、使用者に対して適当な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第 14 条 使用者は、前条に規定する検査後、速やかに当該施設及び附属設備等を原状に回復し、また、搬入した家財道具等の動産類(以下「残置物」という。)を撤去し、当該施設を明け渡さなければならない。第 12 条の規定により許可の取り消しを受けたときも同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長が原状回復を行う。

3 使用者の所在が不明の場合などにおいて、残置物について使用者の意向を確認できない場合は、町は残置物を一時的に保管し、相当な期間を経ても使用者の意向を確認できない場合は処分できることとする。

4 前 3 項にかかる費用は、全て使用者負担とする。

(損害賠償の義務)

第 15 条 使用者は、故意又は過失によりお試し住宅及びその設備を破損するなど、その後の施設使用に支障が生じた場合等は、町長が相当と認める額の損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(事故責任)

第 16 条 町長は、お試し住宅が町の責めに帰すべき事由により安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅内及びお試し住宅敷地内で発生した事故に対して、その責を負わないものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表(第 9 条関係)

お試し住宅使用料	日額 1, 1 0 0 円に使用日数を乗じた額
----------	-------------------------

1 使用料には、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 2 章第 3 節に規定する地方消費税の額に相当する額を含む。

2 使用料には、光熱水費を含むものとし、使用期間中の食費その他必要となる経費等は使用者負担とする。

3 使用日数には退去日を含む。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

津奈木町長 様

申請者（使用希望者）

住 所

氏 名

電話番号

お試し住宅使用許可申請書

お試し住宅の使用許可を受けたいので、津奈木町お試し体験・交流事業実施条例第7条の規定により申請します。

なお、津奈木町お試し体験・交流事業実施条例を理解し、その内容を遵守します。

使用施設 (希望に○)	1-1号棟				1-2号棟		2-1号棟		2-2号棟		3号棟	
使用期間	年 月 日		～	年 月 日		(日間)						
申請者	住 所											
	氏 名											
	生年月日											
	職 業											
同居人	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()										
	氏 名					生年月日						
	職 業					申請者との続柄						
同居人	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()										
	氏 名					生年月日						
	職 業					申請者との続柄						
使用理由												

添付書類：申請者及び全ての同居人の身分を証明するもの又は住民票の写し

津 政 第 号
年 月 日

様

津奈木町長 山田 豊隆

お試し住宅使用許可決定通知書

年 月 日付けで申請のあったお試し住宅の使用許可申請について、津奈木町お試し体験・交流事業実施条例第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定します。

使用の決定		許可・不許可（理由： ）		
使用施設	区分	使用室（○印）		
	1 - 1 号棟			
	1 - 2 号棟			
	2 - 1 号棟			
	2 - 2 号棟			
	3 号棟			
使用期間		年 月 日 ~ 年 月 日（ 日間）		
使用者	申請者			
	同居人			
使用料	円	納付期限日	年 月 日	
使用条件				